

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発0331第1号」により下記の検査項目に検査実施料の新設が通知されましたのでご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 27年 4月 1日から適用

### ■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
RAS 遺伝子検査	2,500 点
Major BCR-ABL mRNA IS	2,520 点

▼詳細内容

【新設項目】下線部新設

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
RAS 遺伝子検査	2,500点	尿・糞便等 検査判断料 (※1：34点)	「D004-2」 悪性腫瘍 組織検査 「1」の「イ」	<p>(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、大腸癌におけるRAS遺伝子検査、悪性軟骨部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。</p> <p>(2) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>(3) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>(4) RAS遺伝子検査  <u>ア RAS遺伝子検査は、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)の所定点数に準じて算定する。</u>  <u>イ 本検査には、上記(1)から(3)に規定を適用する。</u></p>
Major BCR-ABL mRNA IS	2,520点	血液学的検査 判断料 (※2：125点)	「D006-9」 WT1 mRNA	<p><u>ア Major BCR-ABL mRNA ISは、区分番号「D006-9」WT1 mRNAの所定点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。</u></p>